

## 静岡県スキー技術選手権大会競技規則及び注意事項

平成 12 年 4 月 1 日制定  
令和 6 年 1 月 17 日改定  
静岡県スキー連盟教育本部

1. 全日本スキー技術選手権大会競技規則に準じて行う。
2. 競技者は、種目別スタート地点に、10 分前に集合し、スタート審判のコールを受け、応答しなければならない。その際競技者はゼッケン番号を確認しやすい様にしておかなければならない。
3. 競技者は、前者の出発後、直ちにスタート地点に立ち、出発のための準備をしなければならない。
4. 競技者は、スタート審判の出発合図により出発しなければならない。ただし、直ちに出发しない場合は、当該種目は棄権とする。
5. スタート時間に遅延した場合、競技者はスタート審判の指示に従わなければならない。
6. スタートはスタート線上にスキーの先端をつけた状態とする、スタートを故意にあげた場合はその種目は失格とする。
7. フィニッシュは、競技コートの下方に設けられた旗門を結ぶフィニッシュ・ラインを通過しなければならない。大回りはなるべく停止することが望ましい。小回りは小回りにて停止する事。違反の場合減点となる。
8. 演技の中断及び途中棄権を行う場合は、次の各号に掲げる要領により行う。
  1. 転倒等により演技を中断した場合は、その位置から速やかに再スタートする。但し、再スタートに時間を要すると判断された場合は、速やかにコート端に移動し競技役員の指示に従い行動をする。
  2. やむを得ず途中棄権をする場合は、その旨を係員に告げ、速やかにコース外に移動する(ストックで×にする等で意思表示)をする。この場合において、当該種目の得点は0とするが次の種目からの出場権は保持される。
9. 競技中は、安全面からヘルメットの着用をしなければならない。
10. 傷害保険には自ら必ず加入する事を義務づけ、未加入者は出場資格をなくする。
11. インспекションの時間は設定しないものとする。インспекションは、コース外から行い、コース内への立ち入りはできない。ただし、必要があるときは、事前に告示、通告し、横滑りによりコース内に入ることができる。
12. 天候等により日程が著しく遅延している場合は、種目の変更もしくは、一部種目を中止することもある。それに伴い競技を中止した場合は、その時点の総

合得点とする。ただし、やむを得ない理由で種目の途中で競技が中断し最終的に中止となった場合はその種目の得点は総合得点の対象とはしない。

13. 得点方式は、次に掲げる。
  1. 各種目を 100 点満点とし、減点法で採点し、5 審 3 採方式による。
  2. 個人の総合得点が同点の場合、先に実施をした競技の得点が多い者を上位とする。(5 審 3 採)
  3. 上記で決しない場合、5 審 5 採方式で総得点が多い者を上位とする。
  4. 上記で決しない場合、先に実施をした競技の得点が多い者を上位とする。(5 審 5 採)
14. 抗議は次に掲げる要領に従い行われ、協議される。
  1. 抗議は当該種目終了宣言までに技術代表に対して行う事ができる。
  2. 抗議は当該選手のみが行うことができる。
  3. 抗議の協議は、技術代表と当該審判員で行う。
15. 表彰は、カテゴリー1 男子6位、女子3位、カテゴリー2 男子3位、女子3位迄とする。
16. 東海北陸ブロックスキー技術選手権の出場者は男子 15 名、女子 5 名とする。
17. 全日本スキー技術選手権大会への出場者は、本大会において男子出場枠 3 名の内 2 名、女子出場枠 2 名の内 1 名を決定することとし、男女とにおいてカテゴリー1最上位の選手より順番で選出する。
  1. 東海北陸ブロックスキー技術選手権が中止の場合、男子出場枠 3 名、女子出場枠2名と男女各 1 名の補欠候補の全てを本大会カテゴリー1の最上位の選手より順番で選出する。